

社会医療法人 清仁会 洛西ニュータウン病院

(介護予防) 訪問リハビリテーション運営規程

2026 年 4 月 1 日

(事業の目的)

第1条 社会医療法人 清仁会が開設する指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士又は作業療法士が、要介護（介護予防にあたっては要支援）状態にあり、医師が指定（介護予防）訪問リハビリテーションの必要性を認めた方に対し、適正な指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 要支援・要介護状態の利用者に、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図る。
2. 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行う。
 3. 自ら提供する訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図る。
 4. 事業の提供に当たっては、主治医からの診療情報を受けた当院医師の指示のもとに、利用者の希望・心身の状況などを踏まえた居宅介護サービス計画に沿って、リハビリテーションの目標や目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画を作成する。これを利用者に説明し交付をした上で、これに基づいて利用者の心身機能の維持回復を図るようなサービスを妥当適切に行う。
 5. 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、療養上必要な事項について理解しやすいよう指導または説明を行う。
 6. 事業の提供に当たっては、常に利用者の病状・心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対して適切なサービスの提供を行う。
 7. 事業の提供に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスおよび居宅サービス事業所などと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を行う。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

1. 医療機関名：社会医療法人 清仁会 洛西ニュータウン病院 訪問リハビリテーション
(事業所番号：2614002539)
2. 所 在 地：京都市西京区大枝東新林町3丁目6番地

(職員の職種・員数及び職務内容)

第4条 医療機関に勤務する職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 医 師：河内 秀幸〔管理者〕
2. 理学療法士：常勤1名以上〔医師の指示及び（介護予防）訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要なリハビリテーションを行う〕

3. 事務職員：常勤または非常勤1名〔訪問リハビリテーション事務業務全般〕
(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1. 営業日時：月～土曜日は8：30～16：45

ただし、国民の休日と年末年始（12月30日～1月3日）を除く。

2. 上記の営業時間内は、電話などにより常時連絡が可能な体制とする。
3. 上記の曜日・時間で臨時休業する場合は、その都度関係各所に連絡する。

(通常の事業実施範囲)

第6条 西京区全域を通常の事業実施範囲とする。要望によっては、近隣の地域を実施する場合もある。
(利用料)

第7条 指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定受領分以外の場合は、介護保険報酬額の相当額を徴収する。

2. 通常の事業実施範囲以外の交通費については、以下のとおりの取り扱いとする。

3 km 以内：150 円 3 ～ 5 km 以内：300 円 5 ～ 9 km 以内：500 円 9 km 以上：750 円

(苦情処理)

第8条 指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するよう必要な措置を講ずるものとする。

2. 本事業所は、提供した指定（介護予防）訪問リハビリテーションに関し、介護保険法第23条の規定により、市町村が行う文書その他の物件若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力する。市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 本事業所は、提供した指定（介護予防）訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
4. 本事業所の苦情対応責任者は管理者とする。

(緊急時の対応)

第9条 指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2. 利用者に対する指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
3. 利用者に対する指定（介護予防）訪問リハビリテーション提供により賠償すべき事故が発生した場合には、必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第 10 条 事業所は利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努める。

2. 事業所の職員が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 11 条 事業所の職員は社会的使命を充分認識し、利用者の意向を踏まえ、居宅介護支援事業所・他サービス事業所及び施設・市町村職員等と連携を密にし、利用者に必要な援助を行う。

2. 事業所の職員は、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。
3. 事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
4. サービス提供を求められた場合、やむを得ない事情により指定（介護予防）訪問リハビリテーションの実施が困難な場合は、他の事業所を紹介するなど必要な対応を行う。
5. 指定（介護予防）訪問リハビリテーション実施の際、万が一事故が生じた場合は、各医療機関が契約している保険などにより対応し、賠償する。
6. その他、サービス提供に当たっては、「居宅サービスの人員・設備及び運営に関する基準」を遵守する。
7. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は（介護予防）訪問リハビリテーション重要事項説明書が別に定める。

(虐待の防止に関する事項)

第 12 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

2. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
3. 虐待の防止のための指針を整備する。
4. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
5. 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
6. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。